平成２４年（フ）第７８３号
仙台市宮城野区西宮城野３番18―105号
破産者　水野　憲一
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７２０号
愛知県海部郡蟹江町本町６丁目45番地　コーポナリタ202号、住民票上の住所愛知県海部郡蟹江町本町６丁目45番地
破産者　山田みどり
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３９０号
名古屋市中川区十一番町６丁目１番地の14、開始決定時の住所名古屋市熱田区六番２丁目12番２号
破産者　林　　基
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６４８９号
大阪府守口市佐太西町１丁目４番５―102号、開始決定時大阪府守口市東郷通３丁目11番25―1208号
破産者　吉田　春雄
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８９９号
大阪府東大阪市瓢箪山町６番17号　セジュール瓢箪山205号
破産者　樽井　武久
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２６３号
大阪府茨木市玉櫛２丁目19番16号　メゾンたちばな103号
破産者　山田　敏子
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１２７５号
大阪府松原市天美我堂６丁目１番26号
破産者　平野　広朗
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６２号
神戸市兵庫区水木通６丁目３番３号　デイ・パピヨン303号
破産者　宮丸　康治
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２２号
神戸市東灘区鴨子ヶ原３丁目１番50―105号
破産者　田上　雅也
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７６号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿788番地嵐定康方、従前の住所兵庫県姫路市広畑区京見町48番地28
破産者　清瀬　初美
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３０７号
鹿児島県鹿児島市平川町953番地
破産者　桐野順太郎
1　決定年月日　平成26年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第７５号
茨城県水戸市ちとせ１丁目1496番地の２
破産者　秋山　千秋
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３号
愛知県豊田市東梅坪町８丁目１番地７　岩松ビル603号、前住所愛知県豊田市小坂町８丁目60番地
破産者　蒲生　　旭
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４号
愛知県豊田市東梅坪町８丁目１番地７　岩松ビル603号、前住所愛知県豊田市小坂町８丁目60番地
破産者　蒲生百合子
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５号
愛知県豊田市小坂町８丁目60番地、前住所愛知県豊田市田茂平町平地12番地
破産者　蒲生　和高
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第８４号
兵庫県尼崎市西長洲町２丁目27番５号泰中ハイツ201号、前住所兵庫県尼崎市築地５丁目９番１号
破産者　林　　早苗
1　決定年月日　平成26年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係